

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月23日

岩手県知事 増田 寛也

岩手県規則第7号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則（平成12年岩手県規則第155号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第1条関係）		別表第1（第1条関係）	
区分	額	区分	額
1 条例別表第1の1の項(1)アの知事が別に定める額	20円 (検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ条例別表第1の1の項(3)の金額の欄に定める額から2,700円を減じた額)	1 条例別表第1の1の項(1)アの知事が別に定める額	20円 (検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ条例別表第1の9の項(3)の金額の欄に定める額から2,700円を減じた額)
2 条例別表第1の1の項(1)イの知事が別に定める額		2 条例別表第1の1の項(1)イの知事が別に定める額	
3 条例別表第1の13の項の知事が別に定める額		3 条例別表第1の13の項の知事が別に定める額	
[略]		[略]	
別表第3（第2条関係）		別表第3（第2条関係）	
[略]		[略]	
備考1 [略]		備考1 [略]	
2 教習指導員審査を受けようとする者が <u>3の項</u> 及び <u>4の項</u> の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、 <u>3の項</u> 及び <u>4の項</u> の額の欄に定める額に、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円をそれぞれ加算した額とする。		2 教習指導員審査を受けようとする者が <u>4の項</u> 及び <u>5の項</u> の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、 <u>4の項</u> 及び <u>5の項</u> の額の欄に定める額に、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円をそれぞれ加算した額とする。	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。